

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年2月24日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年2月24日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

| | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 委員 長 | 岩 永 政 則 | 副 委 員 長 | 浦 川 圭 一 |
| 委 員 | 中 村 美 穂 | 委 員 | 内 村 博 法 |
| 委 員 | 河 野 龍 二 | 委 員 | 竹 中 悟 |

欠席委員

なし

出席委員外議員

| | | | |
|-----|-----------|-------|---------|
| 議 長 | 山 口 憲 一 郎 | 副 議 長 | 西 岡 克 之 |
|-----|-----------|-------|---------|

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 富 永 正 彦 | 議事課長 | 青 田 浩 二 |
| 参 事 | 森 本 陽 子 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 町 長 | 吉 田 慎 一 | 副 町 長 | 鈴 木 典 秀 |
| 教 育 長 | 勝 本 真 二 | 総 務 部 長 | 中 嶋 敏 純 |
| 企画財政部長 | 森 川 寛 子 | 建設産業部長 | 日 名 子 達 也 |
| 健康保険部長 | 志 田 純 子 | 水 道 局 長 | 辻 田 正 行 |
| 教 育 次 長 | 山 本 昭 彦 | 総 務 課 長 | 荒 木 秀 一 |

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和3年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時01分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。時間になりました。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開催してまいります。3月2日招集の第1回定例会の運営につきまして、会議次第によりまして会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。初めに、議長の挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。だいぶ暖かくなって過ごしやすくなりましたけども、コロナ感染症も全国でもだいぶ削減をして、長崎におきましてもゼロの日が何日かあったようで、しかしながらまだ今が一番辛抱のしどころかなと思っている次第でございます。またワクチンの方も、もう長崎県の方も一部の医療機関では始まったようで、これは治療薬ではございませんので決して安心はできませんけども、早く私たちのところまで回ってくればいいなと思っている次第でございます。また暗い中でございますけども、世界では明るい話題もございました。この間、全豪オープンテニスを見ていましたら大坂なおみ選手が優勝されまして非常に私も感動いたしました。いろいろな規制の中で、こういった優勝というのは価値のあるものじゃなかったらと思うしております。こういったいろいろなイベント等が、何も考えずに一生懸命それに集中できるような日が来ればいいなと思っている次第でございます。さて、今日は令和3年第1回長与町議会定例会がありますけども、今回は本当に大事な予算でございます。私たちもしっかりと議論しながら頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、町長から御挨拶をお願いします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今、議長からお話ありましたように新型コロナウイルス、長与町の方も少し落ちついてきてはいますけれども、どうか気を緩めないで手洗い、うがい、そして3密回避、こういったものについて励行していただきたいなと思っております。今日、家を出てくるときに梅のつぼみがほころんで、各家々の梅の花が咲いているというようなことでございまして、大変春めいてきたなというふうにお思っております。そういう中で、皆さん方におかれましては大変御多忙の中、第1回定例会に係ります議会運営委員会をこうして開催をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。今日はありがとうございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、令和3年第1回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案につきまして、町長から概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の定例会では、報告が4件、そして議案27件を予定しております。提案内容につきまして、これから所管の部長の方から説明させますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、総務部関係につきまして中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは、総務部所管につきまして御説明をいたします。議案が6件でございます。初めに、議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行による選挙公営の拡大に伴い、立候補環境の改善を図ることを目的として、選挙運動の公費負担の額及び手続等に関し必要な事項を定めるものでございます。次に議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、附属機関としまして、新たに長与町空家等対策推進協議会、長与町学校事故調査委員会及び新図書館整備計画検討委員会を設置するものでございます。次に議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、先程議案第6号により設置をお願いしております、長与町空家等対策推進協議会、長与町学校事故調査委員会及び新図書館整備計画検討委員会の報酬及び費用弁償について新たに追加をするものでございます。次に議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、水道局における組織体制の見直しに伴い、職員定数の内訳を変更するため、所要の改正を行うものでございます。次に議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算でございます。本議案は、予算総額を665万9,000円とするもので、対前年度比約9.2%減少、67万7,000円の減額となっております。最後になります、議案第30号長与町副町長の選任についてでございます。本議案につきましては、令和3年3月31日をもちまして任期満了となります長与町副町長の任命に関しまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、本議案につきましては、今議会最終日に上程をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

以上が総務部所管でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、企画財政部関係につきまして森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは企画財政部所管提出議案について御説明申し上げます。議案は2件でございます。まず、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）です。本議案は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ3億438万円を減額し、補正後の予算総額を191億1,700万9,000円とするものです。次に

議案第22号令和3年度長与町一般会計予算です。当初予算の総額は歳入歳出それぞれ143億2,313万2,000円で、令和2年度の当初予算と比較すると率にして7.1%、金額では9億4,796万9,000円の増加となっております。

企画財政部は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、健康保険部関係につきまして志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆様おはようございます。それでは、健康保険部の方で御報告させていただきます。健康保険部では報告3件、議案12件を上程する予定でございます。初めに報告1長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告2長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告3長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして、一括で報告させていただきます。本報告は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日に施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年2月12日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。次に議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療保険料の取り扱いについて字句の改正を行うものです。次に議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、長与町老人福祉計画、第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定および第1号被保険者の所得段階を区別する合計所得金額の改正のほか、所要の改正を行うものです。次に議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業に関する基準について所要の改正を行うものです。次に議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定介護予防支援等の事業に関する基準について所要の改定を行うものです。次に議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型サービスの事業について所要の改正を行うものです。次に議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する事業を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準について所要の改正を行うもので

す。次に議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,353万円を追加し、補正後の予算総額を40億9,100万5,000円とするものです。次に議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,616万3,000円を追加し、補正後の予算総額を5億5,551万6,000円とするものです。次に議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ954万8,000円を追加し、補正後の予算総額を35億1,240万4,000円とするものです。次に議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計につきましては、予算総額を39億4,278万6,000円とするもので、対前年度比0.6%、2,430万5,000円の減少となります。次に議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額を5億6,233万1,000円とするもので、対前年度比4.7%、2,506万9,000円の増加となります。次に議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定の予算総額を29億267万5,000円とするもので、対前年度比12.5%、4億1,552万3,000円の減少となります。また、介護サービス事業勘定の予算総額を3,113万7,000円とするもので、対前年度比13.2%、362万1,000円の増加となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、建設産業部関係につきまして日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは、建設産業部につきまして報告いたします。報告が1件、それと議案が4件でございます。まず報告4町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の変更に係る専決処分報告については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和3年2月8日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。変更内容につきましては、当初の請負金額8,129万円に265万9,800円を増額し、変更後の請負金額を8,394万9,800円とするものでございます。次に議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適切な管理を図り、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定める条例を制定するものでございます。続きまして、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。次に議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,537万8,000円を追加し、補正後の総額を16億4,372万4,000円とするものでございます。最後に、議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画

整理事業特別会計につきましては歳入歳出それぞれ16億9,373万5,000円とし、対前年度比約31.6%、4億706万円を増額し、事業の推進を図りたいと考えているところでございます。建設産業部では以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、水道局関係につきまして辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

皆さんおはようございます。水道局所管では3件の議案を上程する予定でございます。まず、議案第21号令和2年度長与町下水道会計補正予算（第2号）は、資本的収入及び支出において、資本的収入の既決予定額に1億600万円を増額し、補正後の資本的収入総額を4億1,262万9,000円、資本的支出の既定予定額に6,991万8,000円を増額し、補正後の資本的支出総額を6億6,353万4,000円とするものでございます。次に議案第28号令和3年度長与町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出の部の予定額は、収入を8億300万1,000円、支出を7億2,747万円。資本的収入及び支出の予定額は、収入を2億2,196万5,000円、支出を3億5,467万6,000円とするものでございます。最後に議案第29号令和3年度長与町下水道事業予算は、収益的収入及び支出の予定額は収入を10億2,388万6,000円、支出を9億4,805万円5,000円。資本的収入及び支出の予定額は収入を3億891万1,000円、支出を5億7,451万円とするものでございます。

以上3件となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、一般質問の通告並びに請願につきまして説明をさせます。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

一般質問につきましては、通告者12名、質問件数25件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配布のとおりであります。請願陳情につきましてはありません。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは議案第4号、議案第6号から議案第8号、議案第16号、議案第22号、議案第23号、産業厚生常任委員会に付託するものは議案第5号、議案第9号から議案第15号、議案第17号から議案第21号、議案第24号から議案第29号、議案第30号は最終日に本会議即決。以上、委員会への付託等につきましては、ただいまのとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員会への付託につきましては、ただいまのとおり決定をいたしました。

続いて会期日程案につきまして説明をさせます。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては、3月2日火曜日から3月16日火曜日までの15日間で、2日火曜日、議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項、議案上程は提案理由説明まで。その後、全員協議会を予定しております。3日水曜日、一般質問。4日木曜日、一般質問。5日金曜日、一般質問並びに議案審議、質疑付託を予定しております。6日土曜日、7日日曜日は休会。8日月曜日から付託案件審査を始めまして、9日火曜日、10日水曜日、11日木曜日、12日金曜日まで1週間を付託案件審査に充てております。13日土曜日、14日日曜日を休会といたしまして、翌15日月曜日に付託案件審査の予備日、委員長報告取りまとめを予定しております。そして16日火曜日に委員長報告、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りいたします。会期日程案につきましては、ただいま事務局長からの説明がありましたとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって第1回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。ここで議会事務局長から追加議案につきまして発言がありますので、説明を求めます。富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

本定例会中に追加議案といたしまして、長与町議会会議規則の一部を改正する規則と長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を議運発委で追加議案として上程する予定としておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

その他皆さん方から何かありませんか。

ないようですので、以上をもちまして令和3年第1回長与町議会定例会についてを終了をいたします。執行部の方は御退席をお願いします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。その他の協議に入りたいと思いますが、まず議長から5月臨時会についての諮問がございます。議長からの説明を求めます。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

それでは、私から諮問をさせていただきたいと思います。今常任委員会の任期、各種委員の任期が、今度の4月末で任期満了となります。それに伴いまして、長与町議会臨

時会を招集したいということで町長の方に請求したいと思います。詳細につきましては、事務局長の方から説明があるかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、事務局長より説明を求めます。

富永事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

皆さん御承知と思えますけれども、委員の任期が2年ということになっておりまして、前回の初議会が5月8日に開催をされましたので、今の委員の任期はそれから2年ということで、先程議長から4月という話が出ましたが、正式には委員の任期は5月7日まででございます。それで2年が終わるということになってございまして、委員の改選につきましては招集が町長の権限になりまして、議会の都合で、議会が委員を改選するから議会を開いてくれということになりますので、議会側から町長に対して招集の請求を行う必要がございます。これにつきましては地方自治法第101条第2項に基づき、議長名で町長に請求を行うということになっておりまして、前回、前々回もそういう形で臨時会を招集してきております。先程申しました第101条第2項が「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」と。今の議員必携では422ページの第101条第2項です。そういうことで請求の必要があるということで、議運の決定が必要ということでございまして、その辺りをお願いしたいということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。臨時会の招集請求につきましては、5月10日に決定したいと思えますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは10日に決定します。理事者側の都合もあろうと思えますが、これをもって協議をさせていただきたいと思えます。

続きまして、令和3年度議会議員の研修について参事から説明をいたします。

森本参事。

○参事（森本陽子君）

今、お手元にお配りしておりますけれども、例年どおりの計画になっております。裏面を見ていただいたら全国研修、滋賀の分と千葉の分があります。それぞれ一番上に書いてます、4月にあるものはもう締切日が決まっていますので、事務局まで所定の日までに御連絡ください。市町村アカデミーの分につきましては申込期限が今の時点ではっきり決められていますので、書いてあるとおりになります。この計画をこの議運で承認

いただきましたら、全員協議会でほかの議員の皆様にも御案内します。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま説明がありましたとおり研修計画を立てるということで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それでは異議なしということで決定をさせていただきます。これ今回の全員協議会で説明、周知徹底を図るということとさせていただきます。

続きまして、全員協議会に報告するものにつきまして整理をいたしておりますので、課長をして説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

では全員協議会への報告の説明をさせていただきます。まず1枚目の2月9日の分は前回見ていただいたんですけれども「1. 常任委員会の所管の構成等についてそれぞれの意見を出し合った。」の次に「現行のままで一般会計に分割付託方式を採用すると、産業厚生常任委員会に負担がかかることが想定され、それを解消するために委員会を再編し、所管及び名称を変更することとした。」を追加するということでしたので、そちらを追加しております。そして、その結果ということで下に書いてあるんですけれども、そこに前回は、総務厚生、産業文教としておりましたが、そのあとに常任委員会をつけ加えまして「総務厚生常任委員会」、「産業文教常任委員会」と訂正しております。2枚目をお開きください。こちらが2月19日の分の報告になります。1. 一般会計予算決算の審査を分割付託方式で行うために委員会条例の一部改正が必要となり、それについて協議いたしました。その結果、第2条「常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。」に続けて、前回協議いただいたときは「なお」としたんですけれども、総務の担当に聞いたらなお書きっていうのは条例にはふさわしくないということだったので、こちらを「ただし」に変更しております。「ただし、一般会計予算決算は、分割付託により各委員会の所管に基づき審査する。」を追加することとした。第2条中第1項第1号アからクまで及び第2号アからエにある「の所管」を削除。そして、第2号クを削除することとしております。2. 会議規則の一部改正について「標準」町村議会会議規則の一部改正があり、次のように改正し、発委により3月定例会の最終日に上程することとなった。第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、第2条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めます。3といたしまして、議場のパーテーショ

ンの設置について協議した結果、設置することとなりました。4で、全員協議会へ3月2日に報告することとしております。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

前回、意思統一をいたしましたものを記載をいたしておりますが、何か不都合な点等ありませんか、お気付きの点。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

全協に出す分はそれでいいんですけど、この間、僕が言った法令審議会のこういう条例については法令審議会の諮問というのかな、正式な諮問ではないんでしょうけど、これの話はできたのか。その辺をちょっとお尋ねしたい。

○委員長（岩永政則委員）

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

非公式にはなるんですけども、今の改正案については、総務にちょっと見てみてくれんかということをお願いをしている状況でございます。と言うのも、正式な法令審議会は3月議会の分は既に2月中に終わっておりますので、非公式でということではちょっと目を通してくれということでのお願いをして、まだ回答待ちでございます。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、これはもう私たちの一応同意はとったわけですけど、やはりそれを裏付けることとして、法令審議会の意見を尊重せんといかんと、幾らか入れていかんといかんと思うんですよ。だから、これをそのまま全協に出していいのかちょっと私も迷っているんですよ。意思統一はしているから反対してるものじゃない。ただ、法令審議会たるものが総務部長を委員長として4名の職員で今、やってるんですね。僕も非公式にお話を聞いたんだけど。ちょっと時間がかかりますねというふうな言い方をされてる。ですから、この同意を求めるタイミングというのかな、その辺はちょっと私も判断できないんですよ。そのまま押し切っているのかどうか、その辺についてはどうなんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

私の意見なんですが、ここ数年来から会議規則と委員会条例等の改正については町の法令審議会にはかけてないわけです。かけた経緯はありません。したがって前回、竹中委員からそういう指摘がありましたので、今、局長言いますように非公式に当たっておるということございまして、この内容的には、前回局長から説明があったように、全国の町村議長会からの通達があって、それをもってそのとおりに改正するというので了解をいただいたわけなんです。そういうことございまして、今後委員会条例につきましても今まで法令審議会にかけた経緯は全くありません。そういう経緯で、もう1

回言いますが、竹中委員から指摘がありましたので非公式的に局長から協議をしておるということで、提案するまでは、最終日ですから、それまでには結末をきちっとつけて提案をしていくということにさせていただければと思います。いいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

中身については、私も皆同意したから構わないですよ。ただ、今までやってなかったら今度もいいんだということじゃなくて、やはり議会というのは最高決定機関だし、そこが条例を改正するわけだから、今までがおかしいことであって、やはり法令審議会というのは私は必要だと思うんですよ。だから、その意見も極力早く出していただけるようお願いをしておきたいと思います。そして最終日に間に合えばいいけども、間に合うように、要は3月に終わったと言っても条例ができたときには必ずその法令審議会があるわけだから、それを特別、立ち上げてもらって早急にやっていただきたいと、そういうふうに思っているんですけど。そうしないと議員だけで決めてしまうと何でも有りになってしまうんですよ。ある種のそういう機関を経て、ちゃんと理解を皆さんでできるような形で条例というのは作っていかないといけない。そのための諮問機関というのをおかしいけど、あるわけですから、法的なちゃんとしたのがあるわけですから、是非その辺の意見を統一して皆さんに出せるように努力をしていただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

はい、そのように事務局、心得をしていただければと思います。この件については、最終日までには協議を終えていただきたいと思います。ほかにございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

条例の中身ではありませんけども、全員協議会で報告がありますよね。この中でその理由はと書いています。健康保険部矢印と書いてあるんですね。その理由はという中で、真ん中に書いてあるんですけど「健康保険部→」って、これ矢印は使いたくないんでね。もう上に合わせて、「健康保険分は一般会計と密接な関係にある。」でいいんじゃないですか。そういう表現にされたらどうですかね、ちょっと細かな点ですけども。もう少しするならば一般会計の歳入と密接な関係がある。特別会計全部そうなんですね。国からの補助とか、県からの補助があるわけですから、そういった意味で書かれているわけで、だからもう上と統一されたらいかがでしょうか。ちょっと細かいところですけど。

○委員長（岩永政則委員）

この矢印は取って、上のように住民福祉部と健康保険部は密接な関係にあると「は」を入れていますので、健康保険部は一般会計等ということで、この矢印は取って「は」に変えていただいででしょうか、皆さん、いいですね。

（「異議なし」の声あり）

そしたら事務方よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはないようでしたら、報告と条例、会議規則につきましては終わりました、全協にお諮りをして、最終日に提案をしていくということにさせていただきたいと思います。

それからもう1点、パーテーションにつきまして御報告を申し上げておきたいと思えます。事務局で具体的に当たらせて今おりますけども、現状を説明をお願いします。

青田課長

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それではパーテーションの件について御説明いたします。前回19日に、議席の間にパーテーションを設置するというので、その日に連絡を取りまして、月曜日業者に来ていただきました。そこで寸法等を測っていただいて、今日その試作品というのを作ってきていただくようにしております。その試作品がきちんと議席に合致すればもう、すぐ発注という形になりますけれども、そこでちょっと不具合が生じた場合はまた試作品を作り直していただくということになっております。発注してから、基本的には7営業日後にしかできないということだったんですけれども、できるだけ今度の定例会の初日には間に合うようお願いはするんですけれども、ひょっとしたら初日には間に合わない可能性もありますので、そちら御了承いただきたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

今、報告がありましたが、一応議運でパーテーションを設置すると決定をしたわけでございます、そういうことで今報告のような状況なんですが、初日は議案提案が従来どおり全員が自席に座っておりますから、その初日までに間に合うようにできるだけしてもらいたい。最悪、どうしてもできなければ、翌日の一般質問が後ろに下がらないように夕方までかけてでも設置できるように努力してくださいよということで今申し入れもしておりますので、議運の決定事項ですから、十分考えていただいて協議を行っていただきたいということでお願いも私からもしております。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そのパーテーションは形とすればコの字型になるのか。それともう一つは理事者側もつけるのか。その2点をちょっと教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

今、お願いしているのは、議員の議席の間にパーテーションをつける。コの字型にはなっておりません。横だけです。それと、今のところ執行部の方は発注をかけておりません。まず議員席の方から設置をして、執行部側の席とちょっとサイズが違うもんですから、まずは議員側の方を設置してということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

やっぱり理事者側もせんば駄目だよ。だから極力理事者側も、理事者側こそ狭いんだから、一緒だから。議員も人間として、危ないからするわけだから。それはもうやっぱり議場の中は全部やると。そういう方向で進めていただきたいですね。それとあと時間がないからもう結局横だけだろうけど、ソーシャルディスタンスもそこだけの話だけど、本当はコの字型が理想なんですね。その辺も含めてできるような形を、それに結びたいから。そういうふうな方法もやっぱり早急に考えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。パーテーションにつきましては、議長中心に事務方と一緒に、議運としてはパーテーション設置をするという決定をいただいておりますから、それを踏まえて十分対応をお願いしたいというふうに思います。

それから最後に議長から発言を求められておりますので、山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

急に申し訳ございませんけども一つ協議をしていただきたいことがありまして、実はある議員から、一般質問のときに通常はペーパーだけで質問をしよるわけでございますけども、簡単に言いますと「パネルを使用できないだろうか」ということで見本も持ってきてもらっております。こういったパネルなんです。これを一般質問の際に使用できないかということでお願いに参っております。今までこういった使用について無かったもので、私も単独ではちょっと返事ができなかったもので、議会運営委員会で協議をしていただければなということで、皆さん方にはお手をかけますけども、一つ御協議のほどよろしくお願ひしたいと思います。今、一般質問でもペーパーと言いなごらんな資料を持って指し示す場面も多々ありますけども、こういうふうに申し込みがっておりますので、是非これを検討していただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今、議長からパネルの使用について、本会議での一般質問の中でパネルを使用したらということの説明がありましたけども、だいぶ以前からいろいろ持ち込みのものについて、議運でも、あるいは全協でも話し合いがなされた経過があるわけですが、今までは認めてきてない状況なんですね。したがって、時勢も時勢だからということも議長お考えのようなんですが、皆さん方からの御意見を聞かせをいただきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は、質疑が分かりやすくなるという意味では導入していいんじゃないかなと。私もそういう経験がありますね。今、全国的には議会の中でモニターに映すというふうな

形もされてますんで、そういう意味では、今後はそういう形も出てくると思いますんで、それならばパネルを持ち込むというのは全然問題ないかなと。ただ、この間言われていたのが議事録でどういう表現をするかっていうところが、議事録の中で不明になるということで、議事録で「このパネルにあるように」というふうな表現がされても、その中身が議事録の中では伝わらないという形でちょっと言われた経緯があるんで、そこは質問の方が上手に説明をする中で、そういうのも解消されるんじゃないかなというふうに思いますんで、私は持ち込みを可能にしていんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も、今、動画とかでも議場の様子が配信をされるようになっておりますし、やはりこの議会の中だけでなく住民の方もそこに見ておられる方がおるとことを考えれば、より分かりやすくなってよろしいんじゃないかなということで、いい改革じゃないのかなと思っておりますので、賛成でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員。内村委員。

○委員（内村博法委員）

今までは議事録に反映されないというのが最大の欠点なんですね。ただ、今までやったこともありますよ。けど議事録には残らないという。そういうパネルじゃなくて、例えば「こういうものですよ」ってね。そういうのはありましたけども、最大の欠点っていうのは、議事録に後世にわたって残らないというのが最大の難点なんですね。その辺りを今後研究してもらわないと、そこのところですね。それと、もしやるんだったらこのパネルではなくて、モニターに映す。そしたら、町民も見られる。みんなが見られる。そのパネルだったらその方向の人だけしかわからないわけだから。それでは全く意味がなさない。だからモニターに映す。もしやるとしたらモニターに映した方が良いですね。パネルだったら、行政側は分かるけども、我々は分からない、町民側から。全員が分かるようにしとかなないと。全員が分かるためにはモニターが一番。もしくはプロジェクター。僕もプロジェクターを入れてパワーポイント、ああいう方法があるわけですね、パワーポイントが。説明して。パワーポイントが一番分かりやすい。パワーポイントでプロジェクターを使って投影して、そしたら皆がよく分かる。そういう方式が一番良いと思うんですよね。だから、もしやるとしたら僕はそれを望みます。そのパネルだったら一方しか見えないから。やるんだったらモニターに映す、あるいはプロジェクターに映す、そしてパワーポイントも使えるようにする。その人が使いたいならパワーポイントでいいですよ。使いたくない人は、従来どおり。だからそういう方法を考えて欲しい。それが最善の方法かなと思います。今もうパワーポイントは誰でも、会社でもやっているわけだから。みんなに、本当に分かりやすい方法じゃないかなと思います。プロジェ

クター使うかモニターに映すか、モニターもいま一つしかないですから、大画面のモニターを使うとか、そういうのを考えて欲しいわけです。私はそう思っています。

○委員長（岩永政則委員）

今、議長から言っているのは、大きいパネルを議場に持ち込んで良いでしょうか。駄目でしょうか。利用が可能か不可能かということの問いかけが今あっておりますので、今までないことですので、各人の意見を聞いておりますが。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

恐らく提案をされた議員の方は自分の一般質問で例えばということで、より理事者側に伝えたいということで、国会等見ればいろんな、きれいなものを使いながら野党の方とかが質問されているのを見ますけれども、そういった理由でこういったものを導入してはどうかということだと思いますので私は問題ないんじゃないかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、どうでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

反対でもないし、それはそれなりにいいのかなと思うんですけど、その理由が、今モニター画面というのが、国会とかなんとかは全国放送で画面を映して分かりやすくパネルでやるという方法をやっているけど、結局、理事者側にアピールするだけだったら、もう後ろの議員たちは分からないですね。だから対策としたらモニター対策だろうと僕は思うんだけど。モニター対策であれば、もうちょっといろんなものの整備をして、やっていく方法がいいんじゃないかな、別に反対はしないけど。要はそうしないと効果がないと思うんですね。理事者側に表示するだけの話であれば、それと同時に、私たちもそれは2回ほど過去話し合いをしたんだけど、基本的には皆さんがおっしゃるように議事録に残らない。そうすると結局「これを」とかいう表現になるから、そういう分では議事録を見ることができないと、そういう欠点があったんですね。それと大きなパネルを持ってきた置く場所とか、そういうのが今までの中では問題になってきた。だから、するんであればそのモニター対策を今から考えていっていいんじゃないですか。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん言われたのは、私も理解できました。特に内村委員が言われました、以前もパネルじゃなかったんですけども、そういったいろいろなパフォーマンスはあったかと思っております。ただ、私も今までは議事録等に残らんということであまり、私の経験上そういったことで、何回かはあったと思いますけども、今、情報発信ということである

いろな YouTube とか、いろいろありますし、私的にはやっぱり一つの線を、せっかく出てきましたのでもう駄目だということよりは、一つのきっかけとしてまずはやってみて、そして私もこういう事は考えとったんですけど、今いろいろな機械を使ってするという事は、次には間に合いませんので、課題としていただいて、まずはこのパネルをどうするかということを今決めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことで駄目だという意見は、パネルについては無いようでございますけども、いろいろな方法論も意見が出ておりますので、議長の方でその点はお考えいただきたいというふうに思いますが、会議規則第103条に携帯品というものが謳ってありますけれども、杖とかかなんとか、そういうものなんですね。だから一般質問で利用をするというものではないわけですけども、持ち込みの可能なもの、駄目なもの、そういう規定があるんですが、そういうものに類するのかどうか、その点も含めて事務方と議長で十分検討していただいて対応をお願いしたらいかがでしょうか。皆さんいいでしょうか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。議長からの申し出のパネルの利用の件につきましては、議長の方で事務方と十分協議をして、例えば他市町の例とか近隣市町の対応とか、そういうことも参考になろうというふうに思っていますので、十分検討していただいて、議長の方で判断をいただくということで、皆さんいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

大体用意をしておりました議題はこの程度なんですけど、ほかに皆さん方からありませんかね。いいですか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時01分）